

建築物の環境性能表示について

1. 住宅用途建物に関する表示（マンション環境性能表示）

- 住宅用途部分の建築物環境計画書（取組評価書）を提出した上で、販売等を目的とする広告等への表示を実施
 - 広告等への表示の対象
 - ・ 住宅用途部分の延床面積が 2,000 ㎡以上 → 表示義務
 - ・ “ ” 2,000 ㎡未満 → 表示可能
(環境計画書を提出した場合)
 - 表示項目
 - ・ 環境配慮措置 4 分野に関する表示。
評価項目がイメージしやすい項目名称への見直し等を実施
- (例) 現行での「建物の長寿命化」の評価
- 維持管理、更新、用途変更等の
自由度の確保
 - 躯体の劣化対策
- 「耐震性」に関する評価と誤解を招きやすいことから、評価内容を正しく伝えられるよう、工夫が必要
- 広告等に表示を行った場合の建築主等の対応
 - ・ 建物の購入等希望者に対し、環境性能の内容を説明する努力義務
 - ・ 広告等に表示を行った旨を都に届出を行う義務
 - 建物の環境性能等の概要を示す「取組評価書まとめ（仮）」の中で、環境性能をわかりやすく表示
 - 広告等に表示するマンション環境性能表示と同じものを表示し、都のホームページでも公表



(参考) 現行のマンション環境性能表示

2. 非住宅用途建物に関する表示

- 非住宅用途部分の建築物環境計画書（取組評価書）の提出に合わせて作成
- 表示は、取組評価書での評価結果の詳細と合わせて、都のホームページ上で公表
- 表示対象（義務）
 - ・ 建物用途が非住宅用途のみで、かつ建物の延床面積が 2,000 ㎡以上
 - ・ 建物の延床面積が 2,000 ㎡以上で、かつ非住宅用途部分が主たる用途の建物
- 表示対象（任意）
 - ・ 建物の延床面積が 2,000 ㎡未満で、非住宅用途の取組評価書を提出した建物
- 表示項目
 - ・ 環境配慮措置 4 分野に関する表示
建物の環境性能等の概要を示す「取組評価書まとめ（仮）」の中で、環境性能をわかりやすく表示
→ 現行の「省エネルギー性能評価書」から移行
現行の「省エネルギー性能評価書」での記載内容は、再構築後の取組評価書又は取組評価書まとめ（仮）への取込みを検討
- 表示等の交付義務対象
 - ・ 特に大規模な建物（延床面積 10,000 ㎡超）において、住宅以外の用途※の合計延床面積が 2,000 ㎡以上の比較的規模の大きい買受等を行う方に対する交付の義務付け（建築主等→買受等を行う方）

※ 工場等の用途及び省エネ適合性判定義務の除外対象となる用途（建築物省エネ法第 18 条）を除く
- 表示等の交付を行った場合の建築主等の対応
 - ・ 表示等の交付を行った相手方に対し、環境性能の説明を行う努力義務
 - ・ 建築主は、表示等の交付を行った旨を都に届出を行う義務